

有限会社猫の手 運営規程（同行援護）

（事業の目的）

第1条 有限会社猫の手が開設する有限会社猫の手（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定同行援護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定同行援護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、自ら提供する指定同行援護の事業の質の評価を行い、常にその改善に努めるものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、前4項のほか、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 有限会社猫の手
- 2 所在地 神奈川県逗子市逗子2-6-26 逗子駅前クリニックビル3階

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- 2 サービス提供責任者 1名（常勤職員）

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、同行援護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

- 3 従業者 4名以上

従業者は、同行援護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

- 4 事務職員 1名以上

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
ただしサービス提供時間は午前7時から午後10時までとする。
- 3 上記の営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。
- 4 年間の休日 日曜日・年末年始（12月30日～1月3日）

（主たる対象者）

第6条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

身体障害者

難病患者等

(事業の内容)

第7条 この事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

1 同行援護計画の作成

2 同行援護に関する内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、次の支援を行う。

① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）

② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

③ 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、指定同行援護を提供したときは、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「利用者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定同行援護を提供したときは、利用者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 前2項の支払を受ける額のほか、利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定同行援護を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を利用者等から受けることができるものとする。

4 前3項に係る費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収書を当該費用の額を支払った利用者等に対し交付するものとする。

5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

逗子市・葉山町・鎌倉市・横須賀市・横浜市金沢区

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、指定同行援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに医療機関への連絡その他必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情への対応等)

第11条 提供した指定同行援護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 提供した指定同行援護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定同行援護に関し、法の定めるところにより、知事が行う報告若しくは指定同行援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこと

ができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する
(研修についての事項)

第13条 当同行援護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後3か月以内

2 継続研修 年5回以上

(秘密保持についての事項)

第14条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(事故発生時の対応と損害賠償)

第15条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する

(虐待の防止)

第16条 当事業所は虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待への迅速かつ適切な対応のため必要な措置を講じるものとする。

2 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を設置し、責任者を選任し、体制を整備する。

3 従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に資する研修等を実施する。

4 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントに関する条項)

第17条 事業所は介護現場で働く職員の安全な労働環境を確保する為、優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要な範囲を超える要求等のハラスメントを防止する取組みを行う。

2 ハラスメントを防止するための従業者に対する研修の実施。

3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどに依り即座に対応し、再発防止策を検討する。

4 ラスメントと判断された場合には関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じる。

5 サービス提供中に、利用者が家族等による虐待を受けたと思われる場合は、速やかにこれを通報するものとする

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営について留意事項)

第19条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社猫の手と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。